

法務省民事局参事官室御中

「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」への意見

一般社団法人情報サービス産業協会

論点	意見
<b>第2 履行請求等</b>	
4 追完請求権	
(1) 追完請求権に関する一般的規定の要否	追完請求権に関する一般的規定を設ける場合には、競合する瑕疵担保責任に関する規律との合理的な使い分けがなされるよう整合性を図る必要がある。 また、例えば情報システムの開発委託契約のような無体物を目的とする請負契約等については、注文者と請負人との双方において、履行の完成を確認することが困難であることから、不完全履行と認められた場合にも追完権を認め、損害賠償請求に先立って追完請求を行うことを規定し、不完全履行による損害の軽減を図ることに意義がある。
(2) 追完方法が複数ある場合の選択権	追完方法が複数ある場合の合理的な選択が可能となるように、一方当事者に選択権を認めるよりは、結果として契約当事者双方の経済的損害の軽減につながる追完方法（修補に過大な費用を要する場合には経済的損害の拡大につながることを前提としている。）が選択できるような規律を慎重に検討することを望みたい。
(3) 追完請求権の限界事由	限界事由の設定は必須であり、なおかつ瑕疵担保責任に関する規律との整合性を図る必要がある。
<b>第3 債務不履行による損害賠償</b>	
1 「債務の本旨に従った履行をしないとき」の具体化・明確化（民法第415条）	
(4) 履行期前の履行拒絶	情報システムの開発委託契約等では、注文者側による業務要件の提示が不十分である場合など、注文者側の事情で履行を停止せざるを得ない場合があるが、この場合に履行拒絶と取扱われることは請負人の本意ではない場合がある。また、注文者側の業務要件が曖昧なまま契約が締結され、業務遂行過程で次第に業務要件が明らかになってみると、請負人からは、当初の契約内容に含まれる報酬及び期限での履行は不可能であることを注文主に告げざるを得ない場合も多い。このような事実を単に告げただけで、それをもって終局的かつ確定的な履行拒絶と受け止められ、注文者からの損害賠償の請求が行われると、請負人にとっては不当に不利益を被ることが懸念される。
3 損害賠償の範囲（民法第416条）	
(1) 損害賠償の範囲に関する規定の在り方	情報システムの開発に際しては、限られた期限・コストの範囲で全てのパターンの検証を行うことは不可能であり、その結果、開発の最終工程が完了した段階であっても不具合が残存することは避けられない。 このため、「不具合が発生したとの指摘を受けた後、遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議したうえで相当な代替措置を講じた」と認められるとき（東京地裁平成14年4月22日判決）は、契約不適合の状態ではなく、請負人は瑕疵に基づく権利行使（損害賠償の請求、報酬減額請求等）を受けないことを明らかにする必要がある。

4 過失相殺（民法第418条）	
(1) 要件	損害の発生や拡大について債権者に過失がある場合にも過失相殺が適用されることが明確になることによって、情報システム開発契約の不履行等又は情報漏えい等をめぐる幅広い事案の損害賠償の請求において、債権者が損害軽減のために合理的な努力を促す効果が生じることが期待できるため、明文化に賛同したい。
5 損益相殺	損益相殺の考え方を明示することにより、損害賠償請求によって填補が期待できる金額が明瞭になることから、明文化に賛同したい。
<b>第5 契約の解除</b>	
1 債務不履行解除の要件としての不履行態様等に関する規定の整序（民法第541条から第543条まで）	
(3) 履行期前の履行拒絶による解除	情報システムの開発委託契約等では、注文者側による業務要件の提示が不十分である場合など、注文者側の事情で履行を停止せざるを得ない場合があるが、この場合に履行拒絶と取扱われることは請負人の本意ではない場合がある。また、注文者側の業務要件が曖昧なまま契約が締結され、業務遂行過程で次第に業務要件が明らかになってみると、請負人からは、当初の契約内容に含まれる報酬及び期限での履行は不可能であることを注文主に告げざるを得ない場合も多い。このような事実を単に告げただけで、それをもって終局的かつ確定的な履行拒絶と受け止められ、注文者からの契約解除が行われると、請負人にとっては不当に不利益を被ることが懸念される。
5 複数契約の解除	情報サービス取引の特性に照らし、追完可能性のあるものについては、「契約の重大な不履行」には該当しないことを明確化する必要がある。また、情報システムの構築に関する多段階契約については、密接関連性の有無にかかわらず、複合契約には該当せず、契約解除の対象とはならないことを明確にしたい。
<b>第7 受領遅滞（民法第413条）</b>	
1 効果の具体化・明確化	情報システムの開発は、先述の情報提供・説明責任以外の点でもユーザの仕様確定等の協力・分担した役割の遂行なしに成功させることはできない。 このため、経済産業省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」報告書・モデル取引・契約書〈第一版〉（2007年4月）（以下「METIモデル契約」という。）等においては、要件定義・外部設計等仕様が確定するまでのコンサルティング機能を有するサービスを準委任契約とし、仕様の確定後に請負契約とするなど段階的な契約を締結する取引慣行を整えてきた。また、手戻りを防ぐために中間資料の確認に関する規定、未確定事項の確定に関する規定を設け、ユーザの承認を得ながらプロジェクトを進めるマネジメント方法をも規定してきた。 情報システムの開発において、仕様確定の遅延、未確定事項の確定遅延、中間資料の未確認、変更管理への不十分な対応等は、債務者の履行に重大な悪影響を及ぼすため、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、最終成果の受領義務に準じた債権者の義務として具体的に規定することが望ましい。

2 損害賠償請求及び解除の可否	情報システムの開発において、仕様確定の遅延、未確定事項の確定遅延、中間資料の未確認、変更管理への不十分な対応等は、債務者の履行に重大な悪影響を及ぼすため、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、最終成果の受領義務に準じた債権者の義務として具体的に規定することが望ましい。
<b>第8 債務不履行に関連する新規規定</b>	
1 追完権	少なくとも無体物を目的とする請負契約等については、注文者と請負人との双方において、履行の完成を確認することが困難であることから、不完全履行と認められた場合にも追完権を認め、損害賠償請求に先立って追完請求を行うことを規定し、不完全履行による損害の軽減を図ることに意義がある。
2 第三者の行為によって債務不履行が生じた場合における債務者の責任	債務者が使用する第三者との関わりに応じて、責任の内容・範囲が異なってくるとの考え方に賛同できる。例えば、情報システムの開発委託契約等においては、目的物であるソフトウェアの納品のために利用した搬送業者による納品物の紛失等と開発作業の下請負人における作業遅延による履行遅滞とに責任の差異があるものと考えられるからである。しかし、あらゆるケースを想定して類型化による要件設定を行うことは困難であると思われる。
<b>第23 契約交渉段階</b>	
2 契約締結過程における説明義務・情報提供義務	情報システムの開発委託契約等では、ベンダはもとよりユーザについても、適時の情報開示と判断が特に重要である。ユーザが思い描く情報システムの業務要件等を可視化した要件定義書その他の情報の開示はベンダの開発作業に関して先履行の関係に立ち、それがなければ、ユーザの欲する要件を充足する成果の引渡しは不可能となるからである。 債権法改正の検討にあたっては、情報システムの開発契約に関し、契約締結前の交渉過程はもとより開発の各工程においても、ユーザの適時の情報開示及び判断を促し、情報開示及び判断が適時にかつ十分になされなかった場合にベンダがその影響の及ぶ範囲で開発を中止し、それにより被った損害があればユーザに損害賠償を請求し、契約を解除することもできる特別を検討する必要がある。ユーザの適時の情報開示及び判断は、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、要素たる債務として位置づけられ、情報システムの開発においてユーザの情報提供が必要とされる場面の適用が可能となるように具体的に明示されることが望ましい。
<b>第24 申込みと承諾</b>	
2 申込み及び承諾の概念	
(2) 申込みの推定規定の要否	不特定の者に対する契約内容の提示についてはこれを契約の申込みの意思表示とする推定規定を事業者間の契約に導入することの必要性について再考を促したい。従来は、同じ行為が申込みの誘引として解されてきたこともあり、Webサイト等において不用意に契約内容を提示すれば相手方の一方的な意思表示のみで意に反して契約が成立してしまう懸念が生じる。
<b>第27 約款（定義及び組入要件）</b>	
1 約款の組入要件に関する規定の要否	約款利用者の相手方が約款内容を知ろうとすれば知ることのできる機会が合理的に保障されれば、個別の合意なしに約款が契約内容となる妥当な組入要件を明文化することは望ましい。

2 約款の定義	契約交渉のための雛形として使用する書式については、約款の定義に該当しないことを明らかにする必要がある。
3 約款の組入要件の内容	約款使用者が約款の内容を積極的に知ろうとする者に対して容易に知り得る状態にしていることをもって約款が契約内容となることが明記されることが望ましい。
4 約款の変更	変更後の約款も個別同意なしに契約内容としなければならない場合があることを前提として、変更の内容が約款使用者の相手方に不当な不利益をもたらす場合については、公序良俗等の総則的な規定、消費者契約法、独禁法等の他の規律によって対応することが望ましい。
<b>第31 不当条項規制</b>	
1 不当条項規制の要否、適用対象等	例えば、不具合を完全に回避することが困難な情報サービス取引の特性に照らし、「債務不履行責任を制限し、損害賠償額の上限を定める条項」等には一定の合理性がある。これらの規定が取引の目的物やその提供の態様等に拘らず効力を否定されれば実務上の混乱を招じかねないため、条項の当否に関する規制を設けることそのものについて慎重な見直しを求めたい。
5 不当条項のリストを設けることの当否	どのような条項が不当であるかは、当事者の関係、取引の内容、取引慣行等の要素によって区々であり、不当条項としてリスト化することによって、それらの要素を勘案することが困難となり、紛争が頻発するおそれが高まるため、リスト化には賛同しかねる。
<b>第48 請負</b>	
2 注文者の義務	<p>情報システムの開発に関する契約では、ベンダはもとよりユーザについても、適時の情報開示と判断が特に重要である。ユーザが思い描く情報システムの業務要件等を可視化した要件定義書その他の情報の開示はベンダの開発作業に関して先履行の関係に立ち、それがなければ、ユーザの欲する要件を充足する成果の引渡しは不可能となるからである。</p> <p>債権法改正の検討にあたっては、情報システムの開発契約に関し、契約締結前の交渉過程はもとより開発の各工程においても、ユーザの適時の情報開示及び判断を促し、情報開示及び判断が適時にかつ十分になされなかった場合にベンダがその影響の及ぶ範囲で開発を中止し、それにより被った損害があればユーザに損害賠償を請求し、契約を解除することもできる特則を検討する必要がある。ユーザの適時の情報開示及び判断は、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、要素たる債務として位置づけられ、情報システムの開発においてユーザの情報提供が必要とされる場面での適用が可能となるように具体的に明示されることが望ましい。</p> <p>情報システムの開発は、先述の情報提供・説明責任以外の点でもユーザの仕様確定等の協力・分担した役割の遂行なしに成功させることはできない。</p> <p>このため、METIモデル契約等においては、要件定義・外部設計等仕様が確定するまでのコンサルティング機能を有するサービスを準委任契約とし、仕様の確定後に請負契約とするなど段階的な契約を締結する取引慣行を整えてきた。また、手戻りを防ぐために中間資料の確認に関する規定、未確定事項の確定に関する規定を設け、ユーザの承認を得ながらプロジェクトを進めるマネジメント方法をも規定してきた。</p> <p>情報システムの開発において、仕様確定の遅延、未確定事項の確定遅延、中間資料の未確認、変更管理への不十分な対応等は、債務者の履行に重大な悪影響を及ぼすため、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、最終成果の受領義務に準じた債権者の義務として具体的に規定することが望ましい。</p>

<b>3 報酬に関する規律</b>	
(1) 報酬の支払時期（民法第633条）	支払時期を変更することには賛同しかねる。注文者が契約適合性を確認し履行として認容すること、即ち検収との同時履行とすることについては、無体物など契約適合性が簡単には判断できない場合など注文者が契約適合性の判断を留保した場合には、請負人が報酬請求を期待するだけの履行を完了した後も相当期間にわたり、報酬請求がかなわず、注文者と請負人間の紛争が生じることが懸念されるためである。また、注文者が契約適合性の適時の判断を過怠したときは、請負人が不当に長期間、報酬請求ができないこととなるからであるからである。
(2) 仕事の完成が不可能になった場合の報酬請求権	既履行部分に関して契約を遡及的に解除することができないことを明文化する必要がある。また、仕事の完成が途中で不可能になった場合も請負人が報酬を請求できる場合があることを前提とした明文化を望むが、既に行われた仕事の成果が可分であることに加えて、注文者が既履行部分の給付を受けることに利益を有するとの要件が追加された場合には、注文者の利益が一定の場合に推定される規定でもない限り、報酬請求権の内容が現行法よりも後退することが懸念される。
(3) 仕事の完成が不可能になった場合の費用償還請求権	費用償還請求権について賛同する。
4 完成した建物の所有権の帰属	建物等の有体物については賛同できるが、無体物に関して類推適用がなされないように留意して検討を進めていただきたい。
<b>5 瑕疵担保責任</b>	
(1) 瑕疵修補請求権の限界（民法第634条第1項）	情報システムの開発に際しては、限られた期限・コストの範囲で全てのパターンの検証を行うことは不可能であり、その結果、開発の最終工程が完了した段階であっても不具合が残存することは避けられない。このため、東京地裁平成14年4月22日判決をはじめとする複数の裁判例において、不具合が発生したとの指摘を受けた後、遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議したうえで相当な代替措置を講じたと認められるときは、損害賠償の請求ができないこととされていることを踏まえ、このような場合には、契約不適合の状態ではなく、請負人は瑕疵に基づく権利行使（損害賠償の請求、報酬減額請求等）を受けないことを明らかにする必要がある。
(4) 報酬減額請求権の要否	同上

<p>(5) 請負人の担保責任の存続期間（民法第637条，第638条第2項）</p>	<p>従来の請負契約では1年の除斥期間が明示され、取引慣行の形成、個別取引における合意形成に一定の役割を担ってきた。契約の性質に照らし、合理性を有しないときは、個別に伸長又は短縮できることを前提として、目安となるデフォルトルール(商事売買を参考とすれば6ヶ月)を明示することは、取引の安定、取引コストの低減にとって有益と考える。</p> <p>また、注文者にとっても少なくとも事業活動において他人に請け負わせた目的物については速やかに且つ十分な検査をもって瑕疵の有無を点検し、瑕疵を通知することが期待される。起算点が曖昧なまま、いつでも瑕疵の存在を知ったときから請求を可能としてしまうと、十分な検査が行われなくなることが懸念される。少なくとも事業活動に伴う請負契約により引渡しを受けた目的物について、担保責任の期間の起算点を引渡し時とする必要があるのではないか。</p> <p>なお、「瑕疵を知った時から1年以内という期間制限と目的物を履行として認容してから5年以内という期間制限を併存」させる考え方も示されているが、引渡し時点から1年が5年に伸長されることとなり、情報サービス取引のように技術革新が目まぐるしい取引分野においては、請負人の負担が過大となり、従来は、引渡し後1年間を経過したところで締結するのが一般的であった有償での保守サービス契約の締結が阻害されることにもなりかねない。</p>
<p>6 注文者の任意解除権（民法第641条）</p>	
<p>(1) 注文者の任意解除権に対する制約</p>	<p>任意解除権についても、既履行部分については解除できないことを明確にしたい。</p>
<p>(2) 注文者が任意解除権を行使した場合の損害賠償の範囲（民法第641条）</p>	<p>注文者の任意解除権が行使された場合の請負人の損害賠償請求権が不当に制限されないように強行規定としての位置づけを検討してほしい。</p>
<p>7 注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条）</p>	<p>仕事完成後の契約解除に限定されるべきと考えられる。</p>
<p>8 下請負</p>	
<p>(1) 下請負に関する原則</p>	<p>下請負人の利用について、明文の規定があっても差し支えない。</p>
<p>(2) 下請負人の直接請求権</p>	<p>下請負人からの請求をデフォルトルールとして明示することは望ましくない。ソフトウェア開発においては、技術・スキルの分業的補完等の目的で、個人事業主も含めた多数の関係者による多重下請構造があり、契約関係にはない下請負人の履行義務を確認することは難しく、また元請負人に対する報酬債権の有無をめぐる紛議となるケースが数多く想定される。</p>
<p>(3) 下請負人の請負の目的物に対する権利</p>	<p>考え方に問題はないが、明文化により強行規定であるとの誤解を生じないことを望む。</p>
<p><b>第49 委任</b></p>	
<p>5 準委任（民法第656条）</p>	<p>「第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするもの」に該当しない役務提供型契約であっても、準委任契約の規律を適用することを長年の慣行としてきたことにより、準委任契約の規律を引き継ぐことが望ましい分野があるため、準委任契約の範囲の見直しについては、慎重に検討いただきたい。</p>

<b>第50 準委任に代わる 役務提供型契約の受皿規定</b>	
1 新たな受皿規定の要否	役務提供に関する総則的規定を置き、有償役務提供の報酬支払いに関しては、主として、成果完成型、履行割合型の2つの方式があることを示した点は、一般的に実務感覚に照らして違和感がない。しかしながら、狭義の役務提供契約(請負、準委任、寄託、雇用のいずれにもカテゴライズされない役務提供をいう。)にも従来の請負に極めて近い「結果債務性」の高い取引と従来の委任と極めて近い「手段債務性」の高い取引がともに含まれており、これらを同一の契約類型としてカテゴライズすることで「結果債務性」「手段債務性」の混同を招くことを懸念する。
3 役務受領者の義務に関する規律	<p>情報サービス取引では、第三者との間に立たない役務提供であっても事務の遂行に関しては役務受領者との緊密な情報交換と信頼関係の醸成が必要となり、そのうえでそれぞれが取り決めた役割を協力しあいながら果たしていくことが求められるという特徴を有しており、従来の準委任契約に関する規定の多くが引き続き適用されることが望ましい。</p> <p>情報システムの開発は、先述の情報提供・説明責任以外の点でもユーザの仕様確定等の協力・分担した役割の遂行なしに成功させることはできない。</p> <p>このため、METIモデル契約等においては、要件定義・外部設計等仕様が確定するまでのコンサルティング機能を有するサービスを準委任契約とし、仕様の確定後に請負契約とするなど段階的な契約を締結する取引慣行を整えてきた。また、手戻りを防ぐために中間資料の確認に関する規定、未確定事項の確定に関する規定を設け、ユーザの承認を得ながらプロジェクトを進めるマネジメント方法をも規定してきた。</p> <p>情報システムの開発において、仕様確定の遅延、未確定事項の確定遅延、中間資料の未確認、変更管理への不十分な対応等は、債務者の履行に重大な悪影響を及ぼすため、債権者の一般的な信義則上の誠実義務にとどまらず、最終成果の受領義務に準じた債権者の義務として具体的に規定することが望ましい。</p>
4 報酬に関する規律	
(2) 報酬の支払方式	有償役務提供には、履行割合型の報酬支払方式があることを正面から認められた点で実務感覚に適合しており積極的な評価ができる。今後、役務提供に関するこのような考え方の整理を基礎として、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和60年労働省第37号告示)の内容についても見直しを進めることを期待したい。
<b>第56 新種の契約</b>	
2 ファイナンス・リース	現在、ソフトウェア等情報サービス取引の成果についても有体物であるハードウェアと一体として、又は独立して実務上ファイナンスリースの対象として取扱われているが、新たな典型契約として示されたファイナンスリースについては、無体物の特性に配慮した規定が含まれていない。ファイナンスリースを典型契約とする場合には、無体物について適用される場合の規律を明確化する必要がある。
<b>第58 不安の抗弁権</b>	
1 不安の抗弁権の明文化の要否	適用範囲が曖昧なまま不安の抗弁権という主張が一人歩きすることとなると、抗弁権の濫用により中小企業等の経営を圧迫することが懸念されるが、適用範囲の明確化に成功するのであれば、取引の予測可能性が増大することとなるため、抗弁権主張の要件等について引き続き検討いただきたい。

<b>第60 継続的契約</b>	
2 継続的契約の解消の場面に関する規定	
(2) 期間の定めのある継続的契約の終了	仮に更新拒絶ができないとしても、信義則違反であり、かつ更新後の期間も一定の合理的な期間に限られるなど適用される場合を限定すべきである。
3 特殊な継続的契約 - 多数当事者型継続的契約	一見して「差別的」な取扱いが行われていても合理的な理由がある場合が多く、民法にあえて規定を置くほどの立法事実については精査が必要ではないか。
<b>第62 消費者・事業者に関する規定</b>	
1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否	商法上の商人概念や商行為の特則を整理して、私人間の商取引全般を民法で規定することには賛同できるが、消費者取引については、個別取引に関するきめこまやかな規律が必要であり、民法において規定することが適切かどうかについて疑問がある。
3 事業者に関する特則	
(2) 契約当事者の一方が事業者である場合の特則	事業活動に伴って提供を受けた物に関する瑕疵通知義務の起算点を明確にすることなどは商法の規定を踏襲するものについては理解できる。
その他（自由記載欄）	民法改正に際し、IT分野における技術革新が経済社会にもたらした新たな通信手段の利用、新たなサービス、新たな当事者関係等への配慮を求めつつ、取引当事者間の権利義務が明確化され、予測可能性を増加させることによって、紛争を未然に防止し、もって国民生活、経済活動に不可欠なものとなっている情報システムの信頼性の向上、国際競争力の増大等に資する法的インフラストラクチャの整備を望みたい。

[ 連絡先 ]

法人・団体名	一般社団法人情報サービス産業協会
担当者所属	企画調査部
担当者氏名	茂木智美
住所	(〒104-0028) 東京都中央区八重洲2-8-1 日東紡ビル9階